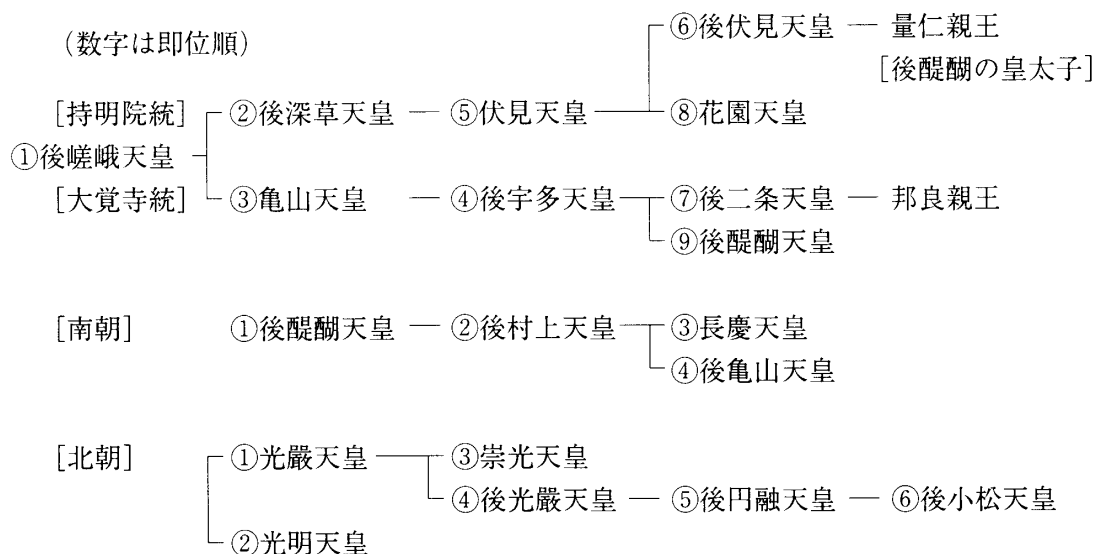


南北朝正閏論争

武井邦夫

はじめに

明治44年に起こった南北朝正閏論争は国定教科書『尋常小学日本歴史』の叙述に端を発して政界・学界・ジャーナリズムを巻き込んだ空前の大論争の結果、明治維新以後なし崩し的に行われて来た南朝の正統化を最終的に確定した。その論点は天皇制の本質や歴史学の方法論など多岐に渡っており、またその結末はその後の日本の進路に多大の影響を与えた。同年末にこの論争及びそれ以前の種々の南北朝論をまとめた『南北朝正閏論纂』〔山崎藤吉・堀江秀雄編，国学院大学出版図書販売所刊〕が発行された^(註1)。ここではこの本の内容を紹介しつつ南朝正統説・北朝正統説・両朝並立説を検討し、問題の所在を探ることにする。なおこの問題発生前の論説については別稿に譲ることにする。



1 正閏論争の経過

(1) まず問題の発端となった国定教科書『尋常小学日本歴史』は第23章の見出しに「南北両朝の対立」という文字を掲げて並立的歴史観に立つことを明らかにしている。編著者の喜田貞吉は教師用教科書において、その所見を次のように敷衍している。

①北条氏の光嚴天皇擁立については「花園上皇の院宣により、光嚴天皇を踐祚せしめ奉りしなり。

…院宣は詔よりも重く…。安徳天皇が平家に擁せられて西海に幸し給ひし時、後白河法王の院宣によりて京都に後鳥羽天皇の立ち給ひしこともありき」と述べている。また「神器なくして踐祚し給ふは後鳥羽天皇の故事によれるなり。後醍醐天皇は幕府の請によりて神器を新帝に授け給ひしが、神璽のみは常に御身に帯び給ひて隠岐遷幸の際にも離し給はざりきという」と述べている。

- ②尊氏の光明天皇擁立については「尊氏の京都に入るや、光厳上皇及びその御弟豊仁親王を奉じ、錦旗を掲げて兵を進む。ここにおいてすでに両朝並立の形勢あり。いくばくも無く尊氏さらに上皇の院宣を請ひて親王を踐祚せしめ奉れり。これを光明天皇と申す」と述べている。
- ③後醍醐天皇の吉野落ち後の情勢については「ここにおいて後醍醐天皇やむを得ず、擬器を光明天皇に伝へ給ひ、光明天皇より太上天皇の尊号を受け給へり。されどこれもとよりその御志にあらざれば、やがて12月21日夜に紛れて京都を出て吉野に幸し給へり。これより南北に両朝廷あり」と述べている。
- ④天皇の歴代表を見童用教科書の巻末に掲げ、神武天皇より光厳天皇に至るという欄には後醍醐天皇の次に光厳天皇と記し、南北朝の欄には南朝として後醍醐天皇以下四代の天皇名、北朝として光明天皇以下後小松天皇まで五代の名前を列記している。
- ⑤最後に「南北両朝の対立は…我が歴史上の一時の変態にしてもとより常例を以て律すべきに非ず。…要するに持明院、大覚寺の両皇統の交互に皇位を継承し給ひしも、たまたま時を同じくして南北に対立し給ひし一時の現象にして、容易にその間に正閏軽重を論ずべきにあらざるなり」と述べている。

(2) 事件の発端

明治44年1月19日の読売新聞は国定教科書のなかに不都合の文字あることを報道した。これは明治43年に行われた文部省開催中等教員講習会の席上において、講師の喜田貞吉に対して講習員の1部から疑問が提出されていた問題である。

これを読んで早稲田大学の教授松平康国、講師牧野謙次郎の両氏は代議士藤沢元造〔南岳(漢学者)の息子〕に議会の質問案として提出するよう説き、その承諾を得た。松平・牧野は南岳の門下生であった。藤沢の質問演説は2月16日に決定し、ここに一挙に政治問題化するに至った。

藤沢の質問案は当初「①神器は虚器にして皇位とは没交渉なりや ②足利尊氏は反逆の徒にあらざるか ③勤王の諸氏楠、新田の諸公は忠臣にあらざるか ④文部省の編纂にかかる尋常小学校用の日本歴史は国民をして順逆正邪を誤らしめ、皇室の尊厳を傷け奉り、教育の根底を破壊する憂なきか」の4項からなっていたが、そのうち最初の3項を削って最後の第4項だけを提出したという。

桂内閣の小松原英太郎文相は藤沢に面会し、質問書の撤回を懇請し、さらに三上参次・喜田両博士を招いて編纂の趣意を述べさせたが、松平・牧野両氏と共にこれを聴いた藤沢は釈然としなかった。彼は伊勢神宮に参詣して決心を固め、父の南岳に会って相談をしてから15日に帰京した。これに対して政府は八方手を尽くして翻意を要請した結果、ついに彼は翌日の議会で質問案を撤回すると共に代議士の職を辞するに至った。これが報ぜられるや、問題は一挙に全国的となった。

(3) その後の経過

- ①2月21日には国民党が大逆事件並びに南北朝正閏論に関する決議案を衆議院に提出し、政府の責

任を追及した。

- ② 2月26日には水戸市において本問題に関する講演会が開かれ、東京より市村讚次郎・姉崎正治・笹川臨風他1名が講演した。
 - ③ 2月27日には政友会代議士有志28名が「速やかに教科書の改定をなさしむること、速やかに当局者の責任を明らかにせしむること」の2項目を決議した。
 - ④ 3月7日には貴族院で徳川達孝・高木兼寛が文相に教科書に関して質問した。
 - ⑤ 3月15日には国民党代議士松村恆一郎より質問書提出。
- その他多くの動きがあったが、すでにこの時点で政府は教科書改定の意向を決定していた。

2 北朝正統論

(1) 吉田東伍〔歴史地理学者、越後に生、独学。早大教授。編著『大日本地名辞書』他、1864～1918〕

「北朝が正統なり」〔東京日日新聞2月14日号〕

「皇位正統の所在」〔『太陽』4月1日発行〕

北朝正統説の伝統は歴史的に確立。今上陛下をはじめ、皇族は全て北朝系。南北朝と言っても実態は足利・楠木・新田等の武門の争奪に過ぎず。南北朝は一本の木の枝の別れに過ぎず。南朝正統説は『大日本史』が中国の歴史書に倣って国情の違う日本に当てはめたもの。明治維新が南朝の理想を実現したように見えることから南朝正統説が盛んになったが、これは後知恵で事実を曲げられない。また維新の原動力は他にもある。神器の所在は万能ではない。南北合一の実態は南朝の降伏。南朝は絶え、北朝は連綿と存続。この事実は「いずれの皇徳がすぐれさせられしや、蓋し思ひ半ばにすぐるもの」があろう。南朝を正、北朝を閏とする時は、閏が栄えて正が減じたことになり、人世の常道に合わぬ。

(2) 浮田和民〔熊本に生、クリスチャン。同志社卒、同志社大学教授。法学博士。『太陽』主幹。自由主義的政治学・政治評論により大山郁夫・吉野作造に影響を与えた。1859～1946〕

『太陽』4月1日号より

正統か否かは(1)皇系に属すること(2)先帝の禅譲(3)神器の授受(4)上皇の院宣(5)群臣の迎立(6)天下の帰順で決まる。(1)は絶対的。(2)(3)(4)(5)はない場合もある。(6)は「天人合意の結果として凡て正統なる天皇の御資格となっている」。

これに照らせば北が正統なることは明白。北は(3)を欠くのみだが、先例「後鳥羽天皇」もある。中古以来世の中は武家政治でなければ治まらぬ時勢となった。しかるに朝廷みだりに武家を倒さんとせられたのは承久の謬まりである。天皇親政といえその名は美しいが、実は公家専制ということに帰着する。蒙古襲来の時武家がなかったら日本はどうなったであろうか。建武中興の御政治は正しく承久の目的を達せんとして失敗に終わったものである。武家政治でなければ治まらぬ世の中には公家政治は悪政治である。政治の内容を見ずして南朝を正位、北朝を不正位とする今日の議論は理論上正確ということとはできぬ。歴史は動機の善悪と行為の結果とをよく調和してその善悪を判

断せねばならぬ。

(3) 貿易新聞 2月15・16・17日号「南北朝正閏説に就て」

「南北朝の争ひは帝位争奪の意にあらずして、其実は武家政治と公卿政治との争ひ也。而して尊氏は最初北条を亡ぼす時に当り、公卿政治を主張とせる南朝方の人々と共に起ちたりと雖も、…北条の武家政治覆へりたる後は、豁然として覚る所あり。御醍醐帝の公卿政治が其時代の要求に適はず、百弊随て生ずる所あるを看破し、茲に武家政治の主張者となれり。其間彼れ自己の威福を念ふ私心ありしやも測知すべからずと雖も、しかも南朝方の忠臣たる義貞の如きすら、其実を言へば恩賞の尊氏に奪われたるを不平とし、乃ち自己の権勢を張らんが為に、官方の大將軍となれるにあらずや。勤王の歴史も一皮剥けば存外なる醜事を見るべく、独り尊氏のみ私心を責むべからず。斯く言へば逆臣尊氏の弁護をなすが如くにて、所謂愛国家の不入望を買ふ所以なるに似たるも、飾られたる歴史は知らず、事実の歴史は方に斯く告ぐるを如何せん。既に南北朝の争ひは帝位の争ひにあらずして、武家政治と公卿政治の争ひ也。従つて忠奸正邪若しくは清濁順逆を以て論ずべからず。…尊氏は後醍醐帝の逆臣たることは明白なり。然れどもこれただ政見の相違に外ならず、而して政見を異にするといふことは、果して皆罪惡なりや。由来武家政治を主義とし主張とせるもの尊氏の前に頼朝あり、後に信長あり秀吉あり、家康あり、其他將軍たり、將軍たらんことを希へるもの皆此流垂に出づ。尊氏独り其政見の為に大逆賊と呼ばれんは、史上の裁判甚だ片手落たるを免る可らず。

熟ら惟ふに古今三千歳の歴史上に於ける興廢存亡は、概ね皆理に因て生じたるにあらずして、唯だ力に因て起これり。適大義名分を以て起ち、大義名分を以て勝てるもの、即ち理に因て生じたるが如きものあるを見ざるにあらざるも、而かも其実を尋ぬれば、是大義名分に力の添ひたる場合なるのみ。力に離れたる大義名分は、是れ唯だ紙上の空名として存するに過ぎず。…一例を引けば建武中興と明治維新の王政との如し。前者にありては勤王の大義名分はありつらん。而かも実力は北朝にありて南朝は唯だ名あるのみ。力に離れたる理也。…之に反して明治維新の王政は、薩長土肥の雄藩に擁護せられて、実力の之に越すものを見ず。即ち勤王の理と力と一致せり。是に於いてか其宏謨成りぬ。此事実因て考ふるに、大義名分も去ることなからんが、力は最大の原動力ならざるべからず。…北朝は啻に血統に於て皇位の正統なるのみならず、当時の輿望に従ひて武家政治に與し以て勢力を得たり。之に反して南朝は名分のみ明にして、勢力に離れたるのみならず、当時の輿論とも稱し得べき武家政治に反したり。其実権を得ざる是非もなかりし次第ならずや。…輿論とは理と力との合体也、合体ならざる可らず。…此輿論政治の精神を以て、南北朝の事を顧よ。南朝方の主張せる公卿政治は当時の輿論なりしや、尊氏の執れる武將政治主義は輿論ならざりや」。

この記事の筆者は不明だが、政治における力の必要を正面から肯定している点で特色がある。覇権とは政治力・軍事力・経済力・文化力の上に築かれるのだから当然である。この論説には問題の核心をつく力強さがある。

3 南北朝並立論

(1) 喜田貞吉〔歴史学者、阿波生まれ、東大卒後文部省に入る。日本歴史地理学会を興し、雑誌『歴史地理』を刊行。法隆寺再建論を主張、南北朝並立論で休職、後京大教授。1871～1939〕
『国史の教育』〔明治43年6月三省堂刊〕(P.322～355)

現在の皇室では南北朝の天皇を平等に祭っているから、「議論は如何であらうとも、実際に南北朝について正閏を定め、その間に軽重を付することは慎まねばなるまい」。南北朝57年は光明天皇の時、後醍醐天皇が吉野へ移られてからのことだから、それ以前の光厳天皇は北朝の天皇ではなく、その治世を認めらるべきである。即位の状況は後鳥羽天皇の時と同じ。その後、光厳天皇は後醍醐天皇より3種の神器を受け取られ、即位式も挙げられた。尤も八坂瓊曲玉のみは偽器だという説もあるが、とにかく後醍醐天皇から受けられ、3つのうち2種までは本物だから、神器の所在を以て皇位の正不正を論ずる筆法よりしても、天皇の御位を絶対に否認することはできない。いわんや後醍醐天皇が隠岐にましました時は光厳天皇が天下を治しめされていたのだから、御歴代に列し奉るが正当であると解される。後醍醐天皇が隠岐からお帰りの時は重祚の式を行わなかったから、光厳天皇と重複していたことになる。…南北朝合一と言ってもその実は南朝が北朝に合一した形になっている。…明治維新は七百年の武家政治を覆して王政復古した大変革で、官方たる南朝の主張が五百年後に貫徹した形である。維新の元勳は南朝の忠臣の意志を継いでこれを完成したのであるから、維新後南北朝に対する思想は大いに変わらざるを得ない。…しかし、正統が衰えて不正統が優勢となり、ついに南朝の皇胤が絶えたとなって見れば、邪が正に勝ったかのように教育上甚だ落ち着きが悪い。…南朝の忠臣を賞揚せんとする余り、万一北朝の天皇までも不正な君であったかのごとく考えしめ、ついに敬を失するようなことがあってはならぬ。南北朝はどこまでもその対立を認め奉り、並立とするのが穏当である。

(2) 三上参次〔歴史学者、姫路に生。東大教授兼史料編纂掛主任。著書『江戸時代史』1875～1950〕

東京朝日新聞 2月15日号／時事新報 2月17日号／雑誌『太陽』4月1日号

喜田説とはほぼ同じ。「正成尊氏の忠奸邪正の区別を混同するがごとき論は国民道徳を誤るものであるが、両皇室の対立を認めたからと言ってそれが為に国民道徳の根本が覆るだろうというのには」賛成できない。

(3) 久米邦武〔歴史学者。佐賀藩士。岩倉遣外使節団に随行。東大教授。『神道は祭天の古俗』で筆禍、辞職。後に早大教授。著書『米欧回覧実記』他。1839～1930〕

「大義名分と正統論」読売新聞 2月19日号／「南北朝問題の根本的疑義」読売新聞 3月5日号

日本に正統閏統の区別は無用である。正成が忠臣で尊氏が逆賊だからと言って南朝が正で北朝が閏だとは言えない。それでは「坊主憎けりや袈裟まで憎い」というのと同じである。

4 南朝正統論

(1) 黒岩周六「南朝北朝正閏論」[『万朝報』2月12~14日号]

正閏は強弱利害に無関係。今上帝は血統は北、系統は南。前の天子が自由意志で神器を伝えた者のみが正統。南が正統ならば北は閏。並立論は国体破壊、国民道徳破壊。

(2) 穂積八束 [法学者、陳重(東大教授、民法)の弟、東大教授、天皇主義的憲法学者。ポアソナードが起草した民法の実施延期を主張。1860~1912]

東京朝日新聞 [2月16日号]

皇位は一つ。皇統以外は無資格。先帝の崩御か、讓位受禪が必要。さらに神器の渡御必要。よって南が正統。

(3) 井上哲次郎 [哲学者、筑前に生。東大教授。欧米哲学の輸入紹介に努め、ケーベルを招いたが、後年は国家主義を主張。また新体詩運動に先鞭をつけた。1855~1944]

①『東京朝日新聞』[2月17日号]

②「国体上より南朝の正統なるを論ず」[『日本及び日本人』3月13日号]

③「教育上より見たる南北朝問題」[『教育界』臨時増刊号3月20日号]

④「国民道徳と南北朝問題」[『東亜の光』4月1日号]

正統条件は(1)皇系所屬(2)一人(3)正統後継者(4)適当な心身状態(5)3種の神器所在(6)人民帰順である。(1)(2)(3)は絶対条件。(4)~(6)は相対的。北朝は(2)(3)(5)を欠く。光明天皇は尊氏が私心を以て擁立したもので、その動機に大義名分を欠く。南朝は忠臣多し、北は逆。

(4) 笹川臨風 [評論家、本名種郎、東京に生。東大卒。『帝国文学』編集、我が国近世の文学美術に精通。古典保存に尽力。著書『日本絵画史』『近世文芸史』『南朝正統論』他。1870~1949]

『下野新聞』1月25日号 / 『日本及び日本人』 / 『中学世界』2月5・6日 / 『読売新聞』同13日 / 『万朝報』16日、18日~21日 / 『読売新聞』21日 / 『下野新聞』22日 / 水戸いばらき新聞社主催の南北朝正閏講演会に出席、26日 / 福本日南氏主催の講演会に臨みて南朝正統論を唱道、3月1日。

「南朝正統論」[『万朝報』2月18日号~21日号] より

「易世革命の国尚且つ正閏を論じて大義名分を明らかにせんとす。尊嚴なる国体を有する帝国の歴史は明らかに正閏を定め、国礎の固きを中外になし、人心をして歸向する所を知らしめざるべからず。北朝正統論者は天に二日なしとの原理を知れるがゆえに対立論者よりも正しきなり」。対立論者は「一時の変態」だと言うが、二度三度有っても「一時の変態」である。「…南北朝の正閏は後世の文書記録を以て定むべきにあらず。要は当時の事実において定むべきなり。[光嚴院は]三種の神器も備わらず、禪讓の儀式もなく、北条氏のはからひにて花園上皇の院宣ありたるのみ、之を以て如何で正当の天子となすべけんや。神器は皇位の標表なり。…神器は南朝と始終し、…。北朝は辞を厚くして合体の儀を申し入れ、南朝の後龜山天皇は父子禪讓の儀に御承諾ありたるなり。決して北朝が南朝を併合したるものと見るべからず。北朝は実力有り、南朝は名と位ありしなり。しかも当時の契約は両朝交立なりき。その之を実行せざりしは北朝方が実力あるに任せて背約したりしのみ。…北朝正統論に到りては、唯に権力を謳歌し、大義名分を破壊し、人間の意気人情の美を没却し、

一意、勝てば官軍式を主張するものなり。而して対立説と北朝正統説とは俱に事実を誤りたる牽強附会の弁のみ。南朝は正統にして北朝は閏位なり。これ万古に涉りて渝らざるの事実なり」。

（5）**黑板勝美**〔歴史学者、長崎県に生。東大教授。古文書学を確立。『国史体系』を新訂増補。著書『国史の研究』他。1874～1946〕

①「尚早論」〔『東京朝日新聞』2月18日号〕

②「神器の所在」〔同上、20日号〕

③「南北朝正閏論の史実とその断案」〔『日本及び日本人』3月15日号〕

④「南朝正統論」〔『太陽』4月1日号〕

③より。「後醍醐天皇が皇位の継承において絶対の主権を有せられたることを主張し、以て南朝の正統たることを断ぜんと欲するのである。…後醍醐天皇が天子であっても後宇多天皇の院政なる間は父君に御一任し、敢えて嚙を挟み給ふべからざるは勿論のことである。後宇多天皇院政をやめて政を御醍醐天皇に返された後は、既に両統迭立を否認される以上、絶対的主権の発動によって必ずしも之を守らざるべからずと言ふ理由はない。ただ徳義上持明院統と協議を試みるべきことであらうが、北条氏といふものがあって到底その協議が平和的にまとまらぬことが明なる以上、まず北条氏を討って之を滅ぼし、しかる後之が解決を試みんとせられたのは当然のことと言はねばならぬ。…後醍醐天皇が光厳天皇を認められざる間は、たとえ形式的に光厳天皇の踐祚ありしとするも、在位の天皇はなお後醍醐天皇ではあるまいか。…南朝の正統にして北朝の閏統なる理由は実にここに存する」。

（6）**菊池謙二郎**〔東大國史学科卒。二高校長をへて東亜同文書院教頭、水戸中学校長を歴任し、大正10年、舌禍事件で辞職。水戸学者。1867～1945〕

①水戸市教育会〔会長菊池謙二郎〕の文相あて建議書〔2月18日づけ〕

(1)南朝正統論は維新以来確立している故、並立説を取ると教育現場が混乱する。また明治33年に光圀公に正1位を追贈した聖旨にも背く。

(2)並立説は神器の意義について矛盾を来す。また並立は一時の現象だというのが、だからこそ大義名分を明らかにする必要がある。そうでなければ乱臣賊子に口実を与える。

(3)並立説をとれば歴代数に矛盾を来す。

(4)中学の文部省検定済み国史教科書には南朝正統を取っているので、矛盾する。

(5)並立説を取れば忠姦の区別が曖昧となる。

②「皇室と大日本史」〔『東京朝日新聞』2月19日号〕

③「南北朝対等論を駁す」〔『日本及び日本人』3月15日号〕

②より。今上陛下は光圀卿に正一位を追贈された時の詔勅で南朝正統説を公認されている。また文化7年の『大日本史』御嘉納の詔勅もそう解される。これは『大日本史』が准勅選であることを意味する。南北朝は対等ではない。北朝の天子は足利氏の飾り物に過ぎないから南が正で、北は閏。対等とすれば天に二日あるに等しく、国体に背く。皇室も南朝正統説であることは『大日本史』御嘉納や光圀卿正一位追贈の際の詔勅を見れば明らか。

③〔明治43年12月文部省開催の修身科講習会における喜田氏講演筆録批判〕より。

- (1)光厳天皇を認めるのは御醍醐天皇の御趣意に背く。したがって光明天皇即位の際の光厳院の院宣の効力にも疑問あり。また御醍醐から光明へ渡された神器は偽器だとしても真の御器として渡された以上は価値は等しいと言うが、北朝は偽器であることを知って別に神器を作っているから、この説は成り立たない。また両朝の勢力で判定するも不可。本家は貧乏するも本家、分家は富裕なれども分家なり。
- (2)南北朝合併は実は南朝が北朝に吸収されたと言うが、北朝に吸収されたとすれば、後小松天皇が後亀山天皇へ父子の礼を取られたこと、また両統迭立の約はどう説明するか。ここが韓国併合と違う点である。喜田説は勢力説で情理説ではない。
- (3)光仁天皇に至り、天智系に皇統が移ったのと北朝系に皇統が移ったのとを同一視してはならない。親房卿が言いたいのは天智天皇が兄だから移ったと言うのではなく、天皇が逆臣を誅し、国家を安んじさせ給いし功德を称えたからである。
- (4)正が滅び、閏が栄えたと言うのでは教育上悪影響を及ぼすと言うが、これが北朝正統論者の本音である。すでに合一により南北の区別は消滅している。「悪にして栄へし者は武家なり。足利氏なり、北朝にあらず。北朝の皇室は足利氏から冷遇を受けたり。光明院のごときは武家に推戴されしを深く悔恨して遁世し給ひしにあらずや。もし両朝対等とせばかえって教育上至大な悪影響を及ぼすにいたらん」。
- (5)両朝対等とすれば両朝に属せし将士の忠姦の区別ができなくなる。また頼朝、家康と尊氏は武家政治を行った点では同じだが、後者は兵力を以て天皇に対抗した。北朝を正統とする時は尊氏は堂々委任権を行使したにすぎなくなり、反逆の認むべきは単に兵を鎌倉に挙げしより光明院を擁立せしまでの短時日にすぎなくなる。
- (6)「心事を推測して是非正邪を論ずる時は南朝の忠臣と称せらるる将士も過半は抹殺せらるるにいたるべし。楠木・北畠・名和等四五名を除けば幕府に私怨を報ひんとしたに過ぎないからである。それでは教育が不可能となるから、どこまでも南朝を正統として、これに対抗した者を不忠の臣として教訓せざるべからず」。

(7) 姉崎正治 [宗教学者、号は嘲風。京都に生。東大教授。学士院会員。著書『宗教学概論』『切支丹伝導の興廢』, 1873~1949]

- ①「南北朝問題に関する疑義並びに断案」[『読売新聞』2月23日号]
- ②『南北朝問題と国体の大義』[同上, 3月1日号]
- ③「国体と名分を論じて正統論に及ぶ」[『日本及び日本人』3月15日号]

①より。「元来歴史の研究なるものは、いかに事実を重んずるとしても、その間に研究者の解釈が加はるといふことはどうしてもやむをえない勢ひである。…その上に歴史を単に過去の記録としてみずに、その教訓を現在並びに将来の徳育に応用しやうといふ場合には、ここに解釈以上更に道德的判断を要する。…名分と言ひ、名教と言ひ、大義と称するものは歴史の上に加へた道德的判断並びにその応用である。…これらの見地を離れて歴史の材料を扱ふ事になれば、歴史の真相はついに顯はれず。活きた教訓はその間から生じ得ない。…国体の大本は天祖の詔勅と共に明々赫々である。…要は国体の大本を正義の上に明にして、歴史としても、道德思想としても勢力あるものを是認す

ると言ふ功利主義を去らしむるにある。“Might is right”など言ふ主義を、歴史の上にも道徳の上にも断固として勦滅しなければならぬ」。

当面の問題は次の3点にある。

(1)元弘元年10月、後醍醐天皇が笠置から還京の上、神器を光厳院にお伝えあつて、ここにその践祚を了した。この讓位を以て真に讓位と見るべきか。

→仮に神器は真実光厳院の御手に渡つたとしても、それだけで直ちに後醍醐天皇が真に御遜位になつたと言ひ得ようか。もしこれが正当なら北条氏は忠順、楠・新田・足利・名和も皆逆臣になる。…元弘3年後醍醐天皇の京都還御を還幸とするのは不当となる。後醍醐天皇はこのさい重祚されずとすれば元弘3年以後（少なくとも）延元元年まで三年の皇位を何とする事になるか。

(2)延元元年、後醍醐天皇が叡山から還京あつて、光明院に御讓位あつたというが、これ又先の場合と同じく真の讓位というべきか。

→神器の真偽については史料論者に神皇正統記の記事を転覆する力は殆どない。まして御讓位は後醍醐天皇の御真意ではなかつた。多少形式が備わりさえすれば、光明院の即位を正当とする様になれば、国体と皇祚とに一大危害を加えることになるは明白である。

(3)元中9年、後龜山天皇より後小松天皇への御讓位のあつた消息と意味合いは如何。

→いかなる記録あるにしても後龜山天皇に太上天皇の尊号を奉られた事実は赫々として消し得ない。…それは元来先帝御遜位の後、又は特に主上の父君に捧げらるるが一般の名分である。

(8) 副島義一 [法学博士、憲法学]

①「国法学上より南朝の正統なるを論ず」『大日本国体擁護団の講演会筆記』[やまと新聞3月2日号]

後醍醐天皇は光厳天皇と光明天皇に讓位の際、脅迫されていたのだから、たとえ神器が眞であっても讓位は成立しない。

②「南朝正統論の根拠」[『太陽』4月1日号]

「久米博士は御讓位の意志なくして皇位の継承ありし例として5歳の六条天皇が高倉天皇に御讓位あつた場合を挙げているが、天皇が未成年者に在す場合は上皇若くは法王が後見人としての資格で御決濟されることもあらうが、後醍醐天皇の場合はこれと違って未成年者でもなく、又統治権を法王や上皇に委任せられても居られなかつたのであるから、ひとり天皇の御意志にのみよつて決すべきものなり。しかるに前述の如く天皇には御讓位の意志がなかつた」。

(9) 市村讚次郎 [漢学者、筑波町に生、東大教授。著作『支那史要』『東洋史統』『支那史研究』1864～1947]

①「南北正閏論について」[『日本及び日本人』3月15日号]

②「南朝正統論」[『教育界』臨時増刊「南朝号」3月20日号]

正統・不正統は支那では正しいという意味と統一という意味を兼有しているが、日本では正しい系統、即ち正しい皇統という意味を含んでいる。支那の正閏ということは国家の継続の場合に認める。日本の場合は皇位の相統継承の意味。

支那では第1に、道徳的観念と統一の理想の2点から成っている。第2に歴史の編纂上正閏を定める必要があるので、帝王を本紀に立て、年号を用いて配列する必要がある。第3に正閏を定める論者の国家境遇が関係する。同じ国でも論者が違った国に属していれば正閏の基準が違う。

日本では国家成立の原則が神勅によって定まっているから国家は一つ、天皇は御一人ということになり、その際3種の神器は必ず伴う。

(10) 三浦周行 [ひろゆき。歴史学者、島根県に生。日本法制史の権威。京大教授。著書『法制史の研究』『日本史の研究』他。1871~1931]

「南北朝論」[『太陽』4月1日号]

「後嵯峨天皇の御遺詔は単に御領の御処分に限られたり。これと密接の関係を有する亀山院御凶事記なる同院の御遺詔の意味の如きも、従来皇位の継承に關すと信ぜられしは亦誤解にて御領の事に止まれるのみならず、事實は世説に反して、亀山天皇の御得分却って後深草天皇の上(註2)にあり。而して皇位に就きては後嵯峨天皇遺令して後深草亀山両帝の内より鎌倉幕府の奏薦に委し給へる外何等の叡慮をも表示し給ふ事なかりしなり」。…されど天皇の御素意は亀山天皇にあった。後嵯峨天皇の御素意が「明確なる記録に存せざるの一事は端なくもここに両統分立の端を開けり」。

後醍醐天皇討幕の背後事情①文保元年の和談による皇位継承順=花園天皇→皇太子後醍醐→邦良親王〔後二条天皇第1子〕→量仁親王〔後伏見天皇第1子〕。「されば後醍醐天皇踐祚の後は邦良親王御讓位を望み給ひて、大覚寺統の中自ら亦二派に分れ、天皇は持明院統以外、更に同統中より皇位を望まれて不安の叡慮に堪へ給はず。加ふるに最後の解決者たる幕府の方針動もすれば動揺を生じて、何時如何なる変更を見んも計られざるは、文保の和談近く之を証せり。是を於て天皇はついに討幕の大計を立て給ひ、」…

- ◆ 寿永の先例 [後鳥羽天皇の神器なき踐祚と即位]。
- ◆ 順徳天皇踐祚の時、熱田神宮進上の劍を宝劍に准ず。
- ◆ 光嚴天皇即位の時、邦良親王の御子康仁親王を皇太子に立つ。
- ◆ 偽器の件→『増鏡』によれば宝璽は後醍醐天皇携帯。『太平記』は鏡・璽共に偽器とし、『大日本史』は新器説なり。「僅々数日の間に、三種共新物を用意遊ばさるべき余裕はなかりしなるべく…」。
- ◆ 後醍醐天皇、叡山退去の際に皇太子恒良親王に3種の神器授与。また光明天皇にも神器授与。後醍醐の皇子、成良親王、皇太子となる。
- ◆ 正平の一統の際、後村上天皇、北朝の偽器収容。光明・崇光両帝に太上天皇の尊号上程。
- ◆ 幕府、後伏見天皇の中宮広義門院を摂政にし、その院宣を以て後光嚴天皇を即位せしむ。3種の神器は真偽共に無し。八幡の行宮跡より得た仮神鏡の唐櫃を内侍所に擬して即位式典。
- ◆ 南北合一の際、後亀山天皇行幸の礼を以て入洛。されど北朝においてはこれを以て専ら神器の帰座とした。実録には両天皇ご会見の説を伝えず。二年後の應永元年、足利義満は初めて天皇に拝謁、天皇に太上天皇の尊号上程。「当時天皇が父子の礼を以て神器を後小松天皇に授け給へりといふもの [『足利治乱記』] あるも、前後の情実は果たしてさる事実の存在を認め得べきや。『足利治乱記』は江戸時代の偽書で、実録になし。また両統迭立の約も実際にあったかどうか。「南朝勢

力いまだ旺盛なりし正平6年の直義との公武合体交渉でも皇位継承については漠然と『御継嗣断絶することなく皇祚を無窮に伝へられん』と言ひしのみ。よし迭立の約を提出せりとも実行に値ひすと思はるべきや。…最初より武家側の神器帰座の為の権謀術策なり。後龜山天皇は専ら民間の憂を除かんため聖運の泰否は天道神慮に任せ決意されたものである」。

- ◆ 政治的には両統対立であるが、道義的には南朝に分がある。持明院統は後嵯峨天皇の御嫡流を以て正統であるとするが、「史実に徴すれば皇位は必ずしも兄弟の順位によりてのみ定まれる訳にはあらず。龜山天皇は後嵯峨天皇の御素意によりて皇位を得給へば、この意味においてはその御子孫を以て正統にあらずとすべからざると共に、後深草天皇の御子孫を正統なりとも定め難からん。…南北朝の対立は実は公武の対立なり。正閏の基準はここに明らか」。
- この説は南朝正統説の中ではもっとも歴史に忠実で水準が高い。

5 正閏論争の帰結とその意味するもの

(1) 帰結

この事件で元老山県有朋の怒りを買った桂内閣は忽ち方向転換を始めた。藤沢代議士に教科書改定を約束した上で、質問書取り下げを懇請し、その目的を達成した。ニコポン政策の奥の手〔買収〕の使われた可能性が高い。また2月27日には教科書執筆者の喜田貞吉を休職処分し、尋常小学日本歴史教師用の使用禁止を通達した。同28日には教科書編纂会議で教科書の改定を決定。「修正調査の方針は国民教育上忠孝の大義を明らかにするに於て世間の疑惑を生ずるが如き点を修正する」とした。以後修正作業を進め、7月21日には最終結論に達した。南北朝は「吉野の朝廷」に修正され、光明天皇の擁立については「尊氏賊名を避けむ為に豊仁親王を擁立して天皇と称せり。之を光明天皇とす」と記載すること、「尊氏の任官等は命を正統の朝廷に受けざりし意を一見明瞭に叙述することなどを決定した。

国民党の決議案は非公開で審議されたが、政友会の反対で否決された。またこの間枢密院会議が開かれ、明治天皇臨席の下に南朝正統が正式に決定された。

(2) その意味するもの

このような帰結は王政復古論的維新観が体制的に確立していた明治末期においては当然である。楠木正成の銅像が皇居前の広場に建ったのは明治30年のことであった。教育勅語の下、歴史教育と道徳教育を同一視する風潮が確立していたから、両者を分離するような主張の貫徹は政治的にも思想的にも難しい。天皇に対する忠義を絶対道徳とする観点からすれば、足利氏の朝廷政策〔対北朝も含めて〕には非難されるべき幾つかの欠陥があることは否めない。正統論者・並立論者もその点は認めざるを得なかった^(註3)。尊氏にはその点ではまだ苦悩がみられるが、子孫となると忠誠感は薄れてゆく。三代義満に至っては皇位に自分の愛する第2子の義嗣を立てようとして八方手を尽くし、その成功寸前に暗殺されたという有力な説さえある^(註4)。足利方の武将に至っては更にドライである^(註5)。本問題が明治天皇制国家体制を震撼した大逆事件^(註6)と重なったことも不幸であった。

しかし、これは後世の道徳観で過去を裁断するものと言わなければならない。武家社会の忠とは

俸禄に対する反対給付であり、自分の直接仕える主人に対する忠誠であった。「一所懸命」とはその端的な表現である。従ってそれを飛び越えて直接天皇に対する反対給付なしの忠誠観念は生まれようがないのである。それは一種の労働契約と言っても過言ではない。恐らく封建社会が近代社会に残した最大の遺産であろう。

忠誠の象徴とされる正成にしても恩賞に対する期待が心底に全くなかったとは誰が言えよう。家臣に俸禄を与えることのできない武将は家来に背かれて直ちに没落するのである。正成の打死にしても兵の集まらなかったのが根本原因である。ただ出处進退が立派で知謀に富み、寡を以て衆を走らせ、しかも恭謙、最後が潔く、それに子孫代々南朝に尽くしたという点で、日本人好みの英雄だったから大忠臣として後世美化されたのである。それでも一時北朝に降伏した子孫〔楠木正儀(正行の弟)〕も出た。

正閏論争の後世に対する意義は大義名分論的歴史観が因果論的歴史観を圧伏する契機となったことである。後者に立てば、たとえ歴史と道德との完全分離を説かないとしても、南朝正統論者とは異質の道德論的教訓を引き出すであろう。すなわち、正統な皇位といえども絶対ではなく、天皇が己の恣意のままに権力を行使すれば反乱を誘発し、またライバルの勃興を阻止することもできないという教訓である。

「天下は一人の天下にあらず。乃ち天下の天下なり」(『六韜文韜』)とは中国の伝統的治世観・歴史観であった。天命を受ける資格として帝徳を説き、もしそうでない場合には革命が起こるといふ革命思想はそれと裏腹であった。これに対し、大義名分論的歴史観は南宋の朱子学の流れを引くものである。後醍醐天皇や親房はその影響を受けた^(註7)。親房が『神皇正統記』で、神勅を全面に押し出して「万世一系・神器神聖」を説く反面、帝徳修養の大事さを力説したのは彼なりの異質な歴史観の統一作業であったと言えよう。

他方武将の必読的教養書として尊氏は『六韜』を読み、その天下観に共感を感じ得なかったに違いない^(註8)。鎌倉・室町時代は律令的貴族支配の時代から新興の封建社会・大名領国制へと大きく歴史が変換しつつある時代であった。一面ではそれは「下克上」の時代であった。それは支配階級交替を表現する。そしてこれはヘーゲルの『歴史哲学』によるまでもなく、歴史の発展法則である。

どんな政治体制でも上意下達の面と下意上達の面とがあり、両者のバランスが取れないと安定しない。「天下の天下」の時代に「一人の天下」の夢を追ったのが後醍醐天皇だった。それは武家政治ばかりか、院政も摂関政治も否定する天皇親政のイデオロギーであった。天皇親政が成功するには中国並の強力な中央集権的軍事・官僚機構が必要である^(註9)。その為には封建制度を廃絶し、中国の科挙制度のような官僚選抜機構を確立せねばならない。新政権は天皇親政の前提条件の無いところで性急に古代的理想の実現に着手したのである。ここに新政の致命的錯誤があった。失望した多くの武将達の前に現れたのは逆のイデオロギーを持つ武家の棟梁、尊氏だった^(註10)。

北朝が生き残ったのは朱子学的歴史観・治世観と気力を持ち合わせなかったからであろう。要するに転変する時代の流れに無理に逆らわず、順応したのが幸いしたのである。「適者生存」の原理はここにも見られる。しかし、主体性と気概を欠く北朝に対しては当時は勿論、後世においても共感を抱く者は少ない^(註11)。「君主制の基礎は国民感情である」という洞察力を欠く点で北朝正統論者や

並立論者は決定的なミスを犯したと言わざるをえない。

朱子学は明の遺臣，朱舜水を経て光圀に受け継がれ，水戸学のバックボーンとなった。頼山陽の『日本外史』がこれに続いた。その延長線上に明治維新はあった。明治末期に南朝正統説の最終的勝利を確定したのが正閏論争であった。しかし，まだこの時代においても日本歴史の科学的(因果論的・事実経過分析的)研究・発表は可能だった^(注12)。それが不可能になってゆくのは昭和時代である。南北朝は勿論，古代史の科学的研究も不可能になる^(注13)。北朝系の天皇の下で南朝的イデオロギーが正統化された結果，国家と天皇制の存亡が問われて，北朝的伝統に立ち返るといふ皮肉な結果になったのである。戦後の歴史学はいずれも南北朝並立説である。喜田貞吉の霊，以て冥すべきであろう。

[注]

- (1)同じ年に『南北朝正閏論』史学協会〔代表者 小池素行〕編，修文閣刊が刊行されたが，これは正閏論争だけの文献に限定されている。
- (2)持明院領＝長講堂領荘園180箇所，大覚寺領＝八条院領荘園220箇所。
- (3)高柳光寿はその著『足利尊氏』で，正平一統の際の足利方の対北朝政策〔北朝の上皇・天皇・皇太子を置き去りにして南朝の虜囚となるままにした事件。ただし直接の責任者は義詮〕を口を極めて非難している。
- (4)これについては田中義成『足利時代史』を見よ。
- (5)將軍の天皇不敬が大名の將軍不敬を招く原因となったのは身から出た錆である。「將軍兄弟も敬ひたてまつるべき一人の君主を軽んじたまへば，執事その外家人等もまた武將を軽んじ候ふ。これ因果の道理なり」。山下宏明校注『太平記』4，241頁。
- (6)幸徳事件判決は明治44年1月18日，執行1月24日。
- (7)①「そもそも吉野に南朝を建設したるは，何人の計画なりやといふに，そは北畠親房なり。詳かには後にその条下に於て述ぶべければ，ここには只親房が南朝建設を画策せしは，いかなる根拠に基づけるかを説明せん。親房が史学に精通せし事はその著わせし神皇正統記を一読すれば，明瞭に察知せらる。之によれば親房は印度・支那・日本の三国の歴史，即ちその時代にて言へば，世界の歴史に精通せり。而して最も深く研究を試みたるは，宋の司馬温公の選びたる資治通鑑なり。親房が時の碩学玄恵法印に就いて資治通鑑を学び，之に精通せし事は，一条兼良の尺素往来に見ゆ。其文に，
『当世付玄恵之議資治通鑑等人々伝授之，特北畠准后被得其蘊奥云々，』とあり。親房が南朝正統を唱えたるは，蓋し通鑑に基く。通鑑の内，三国鼎立の條に於て，温公は南北正統の事を論じたり，是等に拠りて推測するに，親房の神皇正統記にも崇神天皇の條に，支那の南北朝に於る正統の事を論じたり。是等に拠りて推測するに，親房の正統という文字も，必ず通鑑中より取り来たりしものならん。且つ宋の時代にはいわゆる正統論盛にして，歐陽修・蘇東坡なども之を論じたれば，親房も必ず其等の議論を読みしなるべく，乃ち吉野に朝廷を立てて北朝に対抗し，其正統の天子なるを叫んで，天下勤王の士を鼓舞し，以て南朝の勢力回復を圖れるなり。然れば南北

朝の名称の因ってきたる淵源は、即ちここに存するならん。故に其名称は其事実と共に起こりたる事明かなりとす」(田中義成『足利時代史』)。

②「後醍醐天皇が宋学を好まれ、玄慧を召してこれを講ぜられたことは『花園院宸記』やその他によって明らかである。そして玄慧の宋学については一条兼良の『尺素往来』に宗朝濂洛の義を以て正とした、と記している。濂洛の義はすなわち程朱の学である。この程朱の新釈を以て玄慧は朝廷に儒学を講じたのであった。そして玄慧は好んで『資治通鑑』を講じたい。兼良はまた当世(室町中期、1470年頃)では、玄慧の議論について『資治通鑑』『宗朝通鑑』等を入々が伝授するといっている。『資治通鑑』は司馬温公の編纂した中国の歴史で、そしてその中には多分に儒学の道德説が行われているが、これを玄慧はさらに朱子の『通鑑綱目』によって説いたに相違ない。この『通鑑綱目』というのは、朱子はその道德説によって歴史事実の価値批判をしたものである。この朱子の歴史が理想を周公の古代に置いたことはいうまでもない。儒学の説く周公の時代などというのは全く現実を離れた観念の世界である。

この観念上の古代社会を後醍醐天皇も理想とされた、ということは容易に推測できる。そして後醍醐天皇はこの儒教の理想である中国の古代社会と日本の歴史上の延喜・天曆の社会と結びつけ、さらに度会常昌や村松家行の神道説によって、それが神道家の建国の理想とも結びつき、なおまた、仏家の諸説にも聞くというありさまで、後醍醐天皇の理想は途方もない世界にまで発展して行った、と想像されなくてもいい。…私は前に後醍醐天皇の理想は延喜天曆の治にあった、と述べてきたが、実はその内容は決して延喜・天曆の治ではなく、もっと途方もない朱子学的な観念的な古代理想社会ではなかったかと思っている」(高柳光寿『足利尊氏』春秋社改稿版 昭和41年 第18章『後醍醐天皇の崩御』〔下〕308~309頁)。

「それは理想というよりは空想というべきものであった。それは古代東洋の学問の誤謬ではあるが、それが後醍醐天皇の思考の誤謬となったのである。古代に理想の社会を置くということは東洋一般の思想である。しかし、その社会は思考の上に成った観念の社会であっても、実際に存在した現実の社会ではない。…そういう社会を地上に建設しようということは空想であっても、決して理想ではあり得ないはずである。不幸にして後醍醐天皇はそれをやろうとされたのである」(同上311頁)。

- (8) 尊氏は正月の書き初めに「天下政道不可有私」と書くのを常としたという(田中義成『南北朝時代史』201頁)。
- (9) 明治維新の成功は封建制度を軍事的・政治的に断絶する歴史的條件が成熟していたからである。その最大の功労者が天皇制国家の軍隊と官僚の棟梁、西郷隆盛と大久保利通であるのはこれによる。その後継者の山県有朋と伊藤博文が明治政府を支配する両巨頭となったのは偶然ではない。
- (10) 「尊氏の人格に就いては、『梅松論』下巻の末に夢窓国師が彼を批評せる辞を載せたり。曰く『將軍は三の徳を備えられたり。第一は意志強固にして死を恐れず、常に笑を含んで矢石の間に立てり。第二は人を憎むことを知らず、第三は物を吝む気少しもなく、財宝を視ること土芥の如し』と言えり」(田中『足利時代史』199頁)。こういった尊氏の人格に引き付けられた武将も多かったであろう。

- (11)『太平記』の歴史観は巻27の『雲景未来記の事』に最も明瞭に現れている。「今持明院殿は、なかなか権を執り運を開く武家に従はせたまひてひとへに幼児の乳母を憑むがごとく、奴と等しく成りておはしますほどに、仁道の善悪によって、かへって形のごとく安全におはしますものなり。これも御本意にはあらねども、理をも慾心をもうち捨ておはしまさば、末代邪悪の時、なかなか御運を開かせたまふべきものなり。」
- (12)上記田中の著書を見よ。田中(万延元年～大正8年)は正閏論争事件当時、東大教授兼教科書編集委員。この著書は東大における講義録で彼の死後刊行された。明確に並立論者である。
- (13)中島商相筆禍事件 [昭和9年・1934年]、天皇機関説排撃事件 [昭和10年・1935年]、津田左右吉筆禍事件 [昭和15年・1940年]等。前2件及び滝川事件の口火を切ったのはいずれも菊池武夫 [菊池氏の子孫。男爵，貴族院議員] である。

参考文献

- 伊藤喜良 1977年『南北朝の動乱』東京堂出版
- 植村清二 1962年『楠の木正成』中公文庫
- 川崎三郎訳注 1939年『訳注大日本史』建国記念事業協会
- 黒田俊雄 1965年『蒙古襲来』〔日本の歴史8〕中央公論社
- 史学協会編 1911年『南北朝正閏論』修文閣
- 高須芳次郎 1940年『大日本史に現はれたる尊皇精神』誠文堂新光社
- 高柳光寿 1966年『足利尊氏』春秋社
- 武井邦夫・小林三衛編 1998年『茨城の思想』茨城新聞社
- 田中義成 1921年『南北朝時代史』明治書院
- 〃 1922年『足利時代史』明治書院
- 中村直勝 1927年『南朝の研究』星野書店
- 〃 1935年『吉野朝史』星野書店
- 〃 1953年『足利の尊氏』弘文堂
- 野口武彦 1976年『徳川光圀』朝日新聞社
- 藤田精一 1934年『楠氏研究』積善館
- 松本清張 1973年『小説東京帝国大学』〔全集第21巻〕文芸春秋社
- 村方正志 1959年『南北朝論』至文堂
- 安井久善 1981年『太平記合戦譚の研究』桜楓社
- 山下宏明校注 1977年『太平記』全5巻 新潮日本古典集成 新潮社
- 山崎藤吉・堀江秀雄編 1911年『南北朝正閏論纂』国学院大学出版図書販売所刊
- 山崎正和訳 1990年『太平記』〔全1巻〕河出書房新社
- 吉川英治 1975年『私本太平記』講談社
- 頼 成一 1931年『日本外史解義』弘道館